国会事項

衆議院

勧告書受領

八月八日人事院総裁一宮なほみから次の勧告書を受領した。

国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づく一般職の職員の給与についての報告、勧告及び公務員人事管理についての報告

訂正

八月九日付国会事項欄衆議院の部、訂正の項七行中「土屋品子外二名」を「土屋品子外五名」に、八行中「中谷元外二名」を「中谷元外四名」に、それぞれ八月九日訂正する。

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　菅　義偉

外務大臣河野太郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

特命全権大使　西林万寿夫

同　佐藤　悟　同　貝谷　俊男

願に依り本官を免ずる（各通）

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　新原　浩朗

（同）同　義本　博司

内閣官房人生１００年時代構想推進室長代行補を命ずる（各通）

（防衛省統合幕僚監部防衛計画部長）海将補　伊藤　弘

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（国家安全保障局））に採用する

内閣官房副長官補付に併任する

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　大島　一博

内閣官房一億総活躍推進室次長を命ずる

内閣官房働き方改革実現推進室次長を命ずる

（同）同　大島　一博

（同）同　住澤　整

内閣官房人生１００年時代構想推進室次長を命ずる（各通）

（内閣官房内閣審議官（国家安全保障局））（併）内閣官房副長官補付）同　吉田　圭秀

防衛省に出向させる

内閣官房副長官補付の併任を解除する

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　伊藤　誠一

（同）同　植松　利夫

（同）同　岡本　利久

（同）同　合田　哲雄

（同）同　小谷　和浩

（同）同　寺門　成真

（同）同　蒔苗　浩司

（同）同　吉岡　正嗣

（同）同　吉田　光成

内閣官房人生１００年時代構想推進室参事官を命ずる（各通）（以上八月八日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、エクアドル国の独立記念日につき、八月九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人端二三彦は願により公証人を免ぜられた。

山田敏彦は公証人に任命され、東京法務局所属公証人端二三彦の後任を命ぜられた。

横浜地方法務局所属公証人木村敏文は願により公証人を免ぜられた。

石原誠二は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人木村敏文の後任を命ぜられた。

錦織聖は公証人に任命され、名古屋法務局所属元公証人宮成正典の後任を命ぜられた。

富山地方法務局所属公証人箕輪千秋は願により公証人を免ぜられた。

神田滋は公証人に任命され、富山地方法務局所属公証人箕輪千秋の後任を命ぜられた。

小巻泰は公証人に任命され、岡山地方法務局所属元公証人田村耕三の後任を命ぜられた。（以上八月一日）

東京法務局所属公証人坂井靖は願により公証人を免ぜられた。

さいたま地方法務局所属公証人漆原明夫は願により公証人を免ぜられた。

千葉地方法務局所属公証人高橋信行は願により公証人を免ぜられた。

名古屋法務局所属公証人福嶋成二は願により公証人を免ぜられた。（以上八月二日）（法務省）

公証人死亡

岡山地方法務局所属公証人田村耕三は平成二十九年七月一日死亡した。（法務省）

公告

諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人端二三彦の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成29年８月14日　東京法務局

元当局所属公証人坂井靖の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成29年８月14日　東京法務局

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第１１８８号

三重県津市渋見町308番地８

申立人　加藤　謙一

本籍三重県津市高野尾町4946番地11、最後の住所名古屋市緑区鳥澄３丁目1907番地コートタウン緑ケ丘12－１、死亡の場所名古屋市緑区、死亡年月日平成28年10月10日頃、出生の場所名古屋市瑞穂区、出生年月日昭和46年７月１日、職業会社員

被相続人　亡　伊藤　広

事務所三重県津市大谷町21番８　さくら総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　謙一

名古屋家庭裁判所

平成２９年（家）第１７０１号

名古屋市中川区篠原橋通１丁目16番地

申立人　丹羽鋼業株式会社

本籍三重県伊勢市常磐１丁目533番地、最後の住所三重県桑名市矢田磧74番地、死亡の場所愛知県豊明市、死亡年月日平成28年８月26日、出生の場所三重県桑名市、出生年月日昭和36年４月30日、職業不詳

被相続人　亡　野村　俊之

事務所名古屋市中区丸の内１丁目17番19号キリックス丸の内ビル５階オリンピア法律事務所

相続財産管理人　弁護士　夏目　久樹

津家庭裁判所四日市支部

平成２８年（家）第１５１８号

京都市左京区田中玄京町64番地

申立人　稲尾　勝彦

本籍京都市中京区寺町通六角下る中筋町488番地、最後の住所京都市北区上賀茂菖蒲園町79番地、死亡の場所京都市北区、死亡年月日平成23年６月17日、出生の場所京都市下京区、出生年月日昭和２年２月22日、職業不明

被相続人　亡　久保　好江

事務所京都市左京区高野西開町15番地　にしきマンション306

相続財産管理人　弁護士　北川　英幸

京都家庭裁判所